

御嶽山噴火に係る「資金相談窓口」の開設および「災害復興支援特別融資」
の取扱いについて

このたびの御嶽山の噴火により、被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

株式会社長野銀行（頭取 中條 功）では、御嶽山噴火により被害を受けられた皆さまの預金の払出し等や事業者の皆さまの資金繰りをご支援するため、下記のとおり「資金相談窓口」を開設するとともに「災害復興支援特別融資」の取扱いをいたしますので、お知らせいたします。

記

1 御嶽山噴火に係る「資金相談窓口」の開設

(1) 資金相談窓口の開設店舗

県内全店（出張所を除く。）

(2) 資金相談窓口の開設期間

平成26年10月3日（金）から当面の間（祝日および土日除く。）

(3) 対象のお客さま

御嶽山噴火により直接・間接的に被害を受けられた皆さま

(4) 相談内容

イ 個人のお客さまの預金払い出し等のご相談

ロ 中小企業・個人事業主のお客さまの融資のご相談

(5) 資金相談窓口の開設時間

平日 午前9時～午後5時（午後3時以降は電話による受付）

2 「災害復興支援特別融資」の取扱い

(1) 「災害復興支援特別融資」の内容

「災害復興支援特別融資」は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災および3月12日に発生した長野県北部地震等の災害により被災した事業者および経営に大きな影響を受けた事業者を対象としており、今般の「御嶽山噴火により、自社の経営に大きな影響を受けている事業者」を含めることといたします。

(2) 取扱期間

平成26年10月3日（金）から平成27年3月31日（火）

※ 「災害復興支援特別融資」の詳細は、別紙をご参照ください。

以 上

災害復興支援特別融資貸付要綱

(平成26年10月3日現在)

項目	条 件 等
商 品 名	災害復興支援特別融資
ご利用いただける方	次のいずれかに該当する事業者（法人および個人事業主） （1）「東日本大震災」により被災された事業者 （2）上記地震により、自社の経営に大きな影響を受けている事業者 （3）タイ洪水災害により直接的または間接的に被災された事業者 （4）平成26年2月の大雪災害により、自社の経営に大きな影響を受けている事業者 （5）平成26年9月27日に発生した御嶽山噴火により、自社の経営に大きな影響を受けている事業者
資 金 使 途	災害の復旧や対応に伴う事業資金（運転資金・設備資金）
貸 出 期 間	運転資金：1年以上5年以内（うち据置期間1年以内） 設備資金：1年以上7年以内（うち据置期間1年以内）
貸 出 形 式	証書貸付
貸 出 金 額	100百万円以内
貸 出 金 利	別途ご相談させていただきます。
担保・保証人	別途ご相談させていただきます。
お取扱期間	平成26年10月3日から平成27年3月31日まで